



2022年5月24日

各 位

会 社 名 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 竹井 正人
(コード：3036 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 鈴木 匠
コーポレート部門長
TEL 03-3596-7400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため定款を変更するもの。
- (2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が施行され、上場会社において定款に定めることにより、一定の条件の下、場所の定めのない株主総会の開催が可能に。感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会開催を可能にするため定款を変更するもの。
- (3) 最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるようにする事、及び2022年4月1日付で経営執行体制を変更したことに伴い、その役位を明確にするため、定款の該当項目を変更するもの。

2. 定款変更の内容

変更内容は次の通りであります（下線は変更部分を示しております。）。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1条～第12条（条文省略） （招集の時期） | 第1条～第12条（条文省略） （招集） |
| 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。 （新設） | 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |
| 第14条（条文省略） | 第14条（条文省略） |
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> | （削除） |
| 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示</u> | |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p><u>すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p> <p>第 16 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>附則 (新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付役員等)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。<u>取締役会は、その決議によって代表取締役又は執行役員の内 1 名を社長とする。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p>附則 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会日 2022 年 6 月 22 日 (予定)
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 22 日 (予定)

以 上